

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当り、その
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 農業振興地域の整備に関する法律による交換分合計画の認可申請（農政課）
土地収用法による土地の立入り（管理課）
都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者（林務課）
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（会計課）
落札者の決定（ 〃 ）

告 示

鳥取県告示第七百三十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第三項の規定に基づき、日吉津村長から交換分合計画の認可申請があったので、同法第十三条の五において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条第五

項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

交換分合計画書の写し

二 縦覧期間

平成九年十一月十四日から三十日間

三 縦覧場所

鳥取県農林水産部農政課及び鳥取県米子地方農林振興局

四 異議の申出

交換分合計画に係る土地に関し所有権等の権利を有する者は、当該交換分合計画に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空電線路 中国東幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字西字塚字又毛谷右平、字又毛谷左平、字檜ヶ谷、字ネサガ途平、字又毛谷、字ケモン所、字毛谷口、字坂ノ谷、字吉ヶ谷、字野保志原、字流レ谷、字吉ヶ谷口、字吉ヶ谷中及び字吉ヶ谷奥、大字河津原字ケモドコ、字マア谷口、字マア谷、字河津原ノ上、字河津原奥、字場谷、字小谷口上、字スゲ谷口、字山口、字奥田口、字山口上、字下モノ谷、字ヲコ屋敷、字奥田、字水落、字河津原、字小谷口、字尾崎及び字川尻並びに大字東字塚字百カン谷、字大カケ谷、字津満屋、字大成、字池谷奥、字弥平田平、字横路、字休ミ、字高尾、字高尾谷、字大谷、字隠谷上、字井手ノ上、字荒神谷口、字追河内及び字ホド原並びに日野郡日野町舟場字鉦山、津地字峠谷東平、字峠谷西平、字奥メウガ谷、字下ノ谷、字上ノ谷、字石原平、字曲ノ上エ、字行岸ノ上エ、字行岸詰及び字矢下タ、野田字長ウネ奥ノ塔、字小屋床山及び字宮谷西平ラ、本郷字出口行岸ノ下モ、字田代、字大谷畑、字上ミノ藪、字釜ノ谷、字桐ノ木谷、字桐ノ木谷、字カシキ谷及び字野路谷並びに高尾字野路山、字野路大塔、字小丸丹後畑、字丹後畑、字小吹ノ上ミ井手下モ、字小吹ノ上ミ井手上エ、字小吹ノ上ミ御崎谷及び字シシノ又タ並びに溝口町畑池字大畑、字森谷奥、字土居谷奥、字上ノ名谷、字番匠谷奥、字池田山、字北谷奥、字樋ヶ谷、字北谷、字中野谷尻、字奥太郎田、字金屋、字桂木、字堂原谷、字岡田畑、字四十九尻、字四十九、字石垣、字八郎兵衛谷、字谷中、字高蒲塔、字土居ヶ原、字谷中西山、字大蔵下モ、字大蔵及び字谷中東山並びに福岡字石垣、字石垣山、字峠谷ノ一、字幣山、字幣山奥及び字郷原山地内

四 立ち入ろうとする期間

平成九年十一月十四日から平成十年十月三十一日まで

鳥取県告示第七百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

国府町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 国府町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十一月十五日から平成十八年三月三十一日まで

（変更前 平成三年十一月十五日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 岩美郡国府町奥谷一丁目、奥谷二丁目、宮下、大字宮下及び大字

町屋地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第七百三十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年十一月十七日から施行する。

平成九年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

平成九年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成九年十一月二十八日(金) 午後二時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
三 議題 平成九年度政治団体関係者研修会開催について

公 告

平成9年10月24日に実施した鳥取県林業改良指導員資格試験に合格した者は次のとおりである。

鳥取支店	鳥取市栄町
鳥取中央営業部	鳥取市栄町

を

鳥取営業部

に

改め、第二号の表及び第三号の表中「株式会社山陰合同銀行鳥取支店」を「株式会社山陰合同銀行鳥取営業部」に改める。

調 達 公 告

平成9年11月14日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年11月14日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

① 会議用テーブル	453台
② 会議用いす	61脚
台車	10台
③ スタッキングチェア	912脚
折り畳み式いす	1,734脚
台車	77台

(2) 調達物品の仕様

<p>入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成10年3月19日(木)</p> <p>(4) 納入場所 米子市末広町 鳥取県立米子コンベンションセンター</p> <p>(5) 入札方法 (1)の①又は②ごとに入札に付する。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 政令第167条の5の規定に基づき定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が文具・事務用機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成9年11月14日(金)から同年12月24日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部署 鳥取県出納局会計課</p> <p>4 入札手続</p> <p>(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>鳥取県出納局会計課用度係 電話 0857-26-7431</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成9年12月24日(水) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成9年12月24日(水) 正午とする。)</p> <p>鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成9年12月12日(金) 午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下</p>
---	---

「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無
無

- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① 453 conference tables

61 conference chairs
10 carts

- ② 912 stackable chairs
1,734 foldable chairs

- (2) December 12, 1997 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) December 24, 1997 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders

December 24, 1997 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan TEL : 0857-26-7431

—一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年11月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 ① 除雪トラック (7 t級) 2台

- ② ロータリ除雪車 (300ps 級) 1台

- (2) 調達方法 物品等の購入

- (3) 契約方式 一般競争入札

- (4) 落札決定日 平成9年10月6日

- (5) 落札者の氏名及び住所 ① 除雪トラック

日産ディーゼル山陰販売株式会社鳥取営業所

鳥取市湖山町東三丁目20

- ② ロータリ除雪車

三洋株式会社山陰支社

鳥取市千代水二丁目105

- (6) 落札価格 ① 除雪トラック

28,959,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

- ② ロータリ除雪車

28,822,500円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

- (7) 入札公告日 平成9年8月26日

- (8) 落札方式 最低価格落札方式

- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県出納局会計課

鳥取市東町一丁目220